

○賞詞の運用方針について（通知）

平成29年3月16日

海幕補第617号

海上幕僚監部人事教育部長から各部隊の長・各種機関の長あて

標記について、下記のとおり、平成29年4月1日から実施されることとされたので通知する。
なお、賞詞の運用方針について（通知）（海幕補第929号。27.3.27）は、廃止する。

記

1 第3級から第5級までの賞詞枠は、以下のとおり。

賞詞の授与に当たっては、単に、永年に亘り職務に精励したことのみをもって授与するのではなく、実績主義に基づき、具体的な功績があった場合に、その内容を厳格に審査した上で授与するものとする。

（1）部隊等賞詞枠

当該年度における第3級から第5級までの賞詞授与数は、別紙のとおり。

（2）統幕特別枠

統合幕僚長の指揮監督下で行われた行動等に当たり、功績があった者に対して授与する第3級から第5級までの賞詞授与数の上限は、その都度、統幕において検討された後、示される。

なお、統幕特別枠の残余を部隊等賞詞枠に加えて運用することは認められない。

（3）海幕調整枠

海幕調整枠は、（1）及び（2）以外の賞詞枠として運用する。

2 報 告

（1）部隊等賞詞枠

第3級賞詞表彰権者及び大臣直轄部隊等の長は、部隊等賞詞枠について、4月30日までに、別紙様式第1により報告する。

（2）第3級賞詞受賞者

第3級賞詞表彰権者は、授与した第3級賞詞の功績内容等について、以下により報告する。

表彰年月日	報告期限	報告様式
上半期（4月1日から9月30日までの間）	10月15日	別紙様式第2
下半期（10月1日から3月31日までの間）	4月15日	

添付書類：1 別 紙

2 別紙様式第1・別紙様式第2

写送付先：海上幕僚監部各部等の長
部内全般

部隊等賞詞枠

1 部隊等賞詞枠の算定対象者

部隊等賞詞枠数は、各第3級賞詞表彰権者及び各大臣直轄部隊等の長を単位として算出するものとし、当該年度の4月1日現在所属している隊員のうち、賞詞枠算定対象者数（以下「算定対象者数」という。）を基準に算定する。

なお、算定対象者数には、部隊等付、補充部付、学生等（候補生等含む）及び休職等（病休、産休、育休含む）（以下「算定除外者」という。）の人数を含まないものとする。

2 部隊等賞詞枠数の算定

部隊等賞詞枠数の算定は、次のとおりとする。

- （1）算定対象者数の合計に、各級ごと下表に掲げる率を乗じて得た数（小数点以下四捨五入）を上限とする。
- （2）事故等により死亡又は負傷した隊員に授与する賞詞並びに航空無事故、潜水無事故、車両無事故及び縁故募集の表彰基準に基づく累積功績により授与する賞詞は、下表の制限を受けないものとする。

賞詞級	第3級	第4級	第5級
率	1.5%	6.0%	11.5%

- （3）4月1日現在の算定除外者に対する表彰を行う場合、原則として（1）により算定された枠数から充てるものとし、これによりがたい場合は海幕との調整によるものとする。

発簡番号

年月日

海上幕僚監部人事教育部長 殿

発簡者名

平成 年度部隊等賞詞枠

部隊等名：(例) ○○地方隊

1 人員数

部隊等名	4月1日現在 所属人員数 (a)	算定除外者数 (b)	算定対象者数 (c) = (a) - (b)
(例)○○地方総監部			
○○○○隊			
○○○○隊			
○○○○隊			
○○○○隊			
○○○○隊			
○○○○隊			
輸送艇○号			
○○○○			
合 計			

2 部隊等賞詞枠数

	3 級 (1.5%)	4 級 (6.0%)	5 級 (11.5%)	計
枠 数				
率を乗じて 得た数 (端数調整前)				

発簡番号

年月日

海上幕僚監部人事教育部長 殿

発簡者名

平成 年度 半期第3級賞詞受賞者名簿

1 表彰者

2 受賞者

番号	表彰年月日	所 属	階 級	氏 名	防衛記念章
	功績の概要				

写送付先：部内全般